

小笠原返還における核持ち込み問題

信 夫 隆 司

はじめに

小笠原返還から五十年

小笠原は一九六八年六月に本土に復帰し、来年で五十周年の節目の年を迎える。二〇一一年には世界遺産に登録された。豊かな自然が残り、マリンスポーツの楽園である。ただ、今から約五〇年前の小笠原返還交渉の記録を紐解いてみると、東西冷戦の陰が見え隠れする。小笠原返還は、四年後の沖縄返還とも関連していた。

小笠原返還交渉で、最大の争点となったのが、返還後の小笠原に、緊急事態に際し、核兵器を貯蔵したいとする米軍部の意向を、どのような形で記録に残すかであった。小笠原核持ち込み密約が存在するのではないかといわれてきた。二〇一〇年三月、いわゆる密約問題に関する調査報告書が公表された際、沖縄核持ち込みに関する文書も公開さ

れている。詳しくは後に紹介するが、それらの中に、小笠原核持ち込み密約の存在を示唆する文書がある。また、この密約はアメリカ側の公文書でも確認できる。

しかしながら、小笠原核持ち込み密約とはいかなるものであったのか、かならずしも十分に解明されたとはいえない。そこで、まず先行研究を概観してみよう。

先行研究

小笠原の本土復帰問題をいちはやく、かつ、詳細に論じたのが、ロバート・D・エルドリツヂである。エルドリツヂは、『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』を著した。緊急時に小笠原に核を持ち込むことに関する三木武夫外務大臣とU・アレクシス・ジョンソン駐日大使との合意（後に紹介する「討議の記録」である。）の全文が同書に掲載されている。⁽¹⁾

「討議の記録」を要約するとつぎのようになる。ジョンソン駐日大使が、返還後の小笠原に、緊急事態の際、核兵器を貯蔵したい旨を希望し、事前協議において日本政府に好意的な反応を期待する。これに、三木大臣は、こうしたことは事前協議の対象であり、現時点では、協議に応じるとしかいえない、と述べたものである。

また、エルドリツヂは、小笠原返還協定調印の直前になり、核問題が主な理由で、調印式が四月五日まで延期されたことをつぎのように記している。

さらなる協議の後、三木は口頭で日本の自国領内に核兵器を許さないという意味を示し、ジョンソン大使は合意

の条件を確かめる声明で応じた。両方の声明は、調印式の公式の文書記録に残らないとの条件で行われた。後に覚書は、外務省の関係者が米国の立場を承認したことを示している。これにより三木は、米国側の要請に同意したと明確に言わなければならないという問題から救われた。^②

ただ、これだけでは、緊急事態における核持ち込みについて、三木とジョンソンとの間で、具体的にどのようなやりとりがあったのかは明らかでない。

太田昌克は、『日米「核密約」の全貌』で、小笠原核持ち込み密約問題をつぎのように論じている。

しかも三木は、上記の「口頭声明」〔注：本稿でいう「討議の記録」のこと。〕の最終テキストが確定した後、日本政府は「領土内への核の持ち込みを認めない」という点を付言したいと主張し始め、四月五日の調印式直前の土壇場でジョンソン大使や国務省幹部を大いに憤慨させた。そして、上記「口頭声明」の公式テキストとは別に三木が口頭で「領土内への核の持ち込みは認めない」と発言し、これにジョンソンが反論する場を持つことを前提に、「口頭声明」の記録化がようやく図られた。^③

「討議の記録」が確定した後、三木が日本領土内に核持ち込みを認めないと主張し始め、土壇場での協議の末、「討議の記録」を残すことで決着した様子がうかがえる。

中島琢磨は、「非核三原則の規範化 一九七〇年代日本外交への道程」という論文で、「事前協議に関する討議の記

録」(本稿でいう「討議の記録」) および「事前協議に関する討議の記録を補足する口頭発言」に触れ、この間の経緯の
説明により迫っている。

以上とは対照的な解釈をしているのが、真崎翔『核密約問題から沖縄問題へ』である。「討議の記録」(以下の引用
では小笠原議事録と呼ばれている。)について、同書でつぎのように述べている。

しかしながら、小笠原議事録は後に変更が加えられ、日本による米国への責任転嫁を許さない文面となった可
能性がある。つまり、最終的には軍部の主張通り、日本の意思に関係なく返還後の小笠原に核兵器を貯蔵したい
という米国の要求を日本が「承認した」という文面となった可能性があるのである。⁽⁴⁾

真崎は事前協議において日本のとりうる選択肢を分類している。右は、事前協議を実施しない場合のうち、③事前
協議をするまでもなく許可するにあたる例である。⁽⁵⁾ 後述のように、三木が「核を持ち込ませず」という原則を厳格に
適用しようとしていたのとは、正反対の結論が導かれている。

本稿の目的

本稿は、以上の先行研究を踏まえつつ、小笠原返還協定の締結にあたり、緊急事態に際し、返還後の小笠原に核を
持ち込む問題に、日米間でいかなる決着が図られたのかを明らかにすることを目的とする。

結論を先取りすれば、つぎのようになる。小笠原返還協定締結時、「事前協議に関する討議の記録」という不公表

文書が作成され、三木大臣とジョンソン大使との間でイニシアルされた。この文書に、アメリカ側は、非常事態の際、小笠原に核兵器の貯蔵を必要とする問題を提起するとある。このような事態が起れば、日本を含むこの地域の安全にとって、核貯蔵は不可欠となり、アメリカ側は、日本政府による好意的な反応、つまり、核兵器の貯蔵を認めるよう期待する。これに、三木大臣はつぎのように応答している。ジョンソン大使が挙げた事例は、米軍の装備の重要な変更にあたるので、事前協議の主題となる。ただ、この場合、日本政府は協議を行うであろうとしか言えない。

ところが、この「討議の記録」の文言が確定し、小笠原返還協定調印の数日前になつて、三木大臣は、同年一月二七日の佐藤栄作総理の施政方針演説に言及する必要性を主張し始める。佐藤は、この演説の中で、非核三原則を明確に打ち出していた。この原則からすれば、返還後の小笠原への核貯蔵は、「持ち込ませず」に明らかに反する。三木は、「討議の記録」で事前協議に応ずるとした立場を翻す。これにより、アメリカ側は、協定締結を断念する選択肢をも考慮する事態にいたる。

この問題は、結局、「(事前協議)の補足——口頭」(以下、「口頭発言」と記す。)という新たな文書が作成され、決着をみた。「口頭発言」の内容は以下である。三木大臣は先の佐藤総理の施政方針演説(非核三原則)に言及する。ジョンソン大使は、この言及によつて、すでに確定した「討議の記録」の内容、つまり、協議を行うであろうとの三木大臣の先のステートメントを変更するものではないとの解釈を示す。三木大臣はこれを首肯する。

この「討議の記録」と「口頭発言」という二つの文書を中心に、なぜこのような文書が作成されたのかを明らかにしたい。そのためには、一九六七年一月の日米首脳会談で、小笠原返還が決まった当時、米政府内で小笠原返還をめぐりいかなる議論が行われていたのかを解明する必要がある。また、小笠原返還に関連し、核の持ち込みについて、

国会でどのような応酬があったのかも分析しなければならない。

本稿の構成

二〇一〇年三月、日米密約問題に関する調査結果が公表された際、関連する外交文書も公開された。その中に、小笠原への核持ち込み密約を示唆する文書がいくつか存在する。第一節では、この密約がどのように記録されているのかを確認しておきたい。

第二節では、小笠原返還までの経緯を概観する。小笠原返還の決定にいたるまで、旧島民による墓参、損害補償、帰島が主に論じられ、返還はその後の問題と考えられていた。それが、一九六七年十一月の日米首脳会談で、小笠原返還が決定される。同会談でのもっとも重要なテーマは沖繩返還への道筋をつけることにあった。それとの関連で小笠原返還が決まってくる。その経緯を跡付けておきたい。

第三節は、小笠原返還協定締結時の外交文書を一覧する。とりわけ、「討議の記録」および「口頭発言」は、本稿における最重要文書である。

第四節では、「討議の記録」および「口頭発言」が作成される経緯を分析する。これにより、これら文書に込められた意味を明らかにしたい。

第五節では、小笠原返還と非核三原則（とくに、核を持ち込ませず）をめぐる国会での議論の展開をたどってみる。三木大臣が、非核三原則をどのようにとらえていたのかを説明する。

最後に、小笠原核持ち込み密約が、沖繩核持ち込み密約へとより明確な形で受け継がれたことを明らかにし、本稿

を閉じることとしたい。

一・外交文書に記された小笠原核持ち込み密約

一九六九年の沖縄返還交渉では、緊急時、返還後の沖縄に核を持ち込む問題をどのように決着させるのかが、一月の日米首脳会談にいたるまで、最大の懸案事項となった。アメリカ側は、緊急時に、返還後の沖縄への核持ち込みを日本側が何等かの形で認めるよう主張する。これに対し、日本側は、非核三原則の手前、「持ち込ませず」にあからさまに反する約束を交わすわけにはいかなかった。

結局、この問題は、一九六九年一月一九日に開かれた佐藤栄作総理とリチャード・ニクソン大統領との首脳会談で、緊急時の核持ち込みを認める秘密合意議事録への署名によって決着をみた。同議事録には、極めて重大な緊急事態が生じた際、アメリカ政府は返還後の沖縄に核兵器を持ち込むための事前協議を要請し、日本政府はその必要をみたと記されている。

同議事録の存在および作成の経緯は、佐藤総理の密使をつとめた若泉敬・元京都産業大学教授の手記『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』（一九九四年公刊）により、広く知られている。^⑥ また、二〇〇九年一二月、佐藤総理の次男・佐藤信二によって、秘密合意議事録の現物が公開され、同書の記述が完全に裏付けられた。^⑦

沖縄返還の交渉過程を記した一九六九年の外交記録に、一九六八年四月、小笠原返還協定が締結された際、緊急事態において、アメリカ側が返還後の小笠原に核を持ち込む取決めがあったことをうかがわせる記述がいくつか存在する。まず、それらの記録を確認しておくことにしよう。

一九六九年六月～八月

六月四日、愛知揆一外務大臣とウィリアム・ロジャーズ國務長官との間で、沖縄返還をめぐり会談が行われた。返還後の沖縄における米軍の基地使用のあり方が議論されている。この会談に同席したU・アレクシス・ジョンソン國務次官〔注：駐日大使から昇格〕は、「沖縄に戦術核兵器を置くことは抑止力にとってVITALなり」と発言。さらに、「小笠原返還の際緊急事態における核に関する特別のアレンジメントにつき話し合い、完全に満足すべきものではないが一応合意に達した。しかし沖縄について同じ方式をとるのは困難である。核についても事前協議はNOとは限らないことが明らかになるべきであろう」と述べている⁽⁸⁾。

八月四日、東郷文彦アメリカ局長とリチャード・スナイダー在京米大使館公使（沖縄返還交渉首席交渉官）との間で沖縄返還交渉の事務レベル協議が行われた。スナイダー公使は、先の愛知・ロジャーズ会談に触れ、「ジョンソン次官はワシントンで有事持込に言及したと記憶するが、小笠原のケースは軍は極めて不満である。有事持込について何か更に考へられたか。」と質問している。これに、東郷局長は、「之は考へれば考へる程むつかしい。恐らく持込みの事前協議と云うよりはoptionの事前協議と云うことになるのではないか。又使用と云うことになれば戦闘作戦行動であるからそこでまた事前協議と云うことになるのではないか。」と答えている⁽⁹⁾。「optionの事前協議」とは、一律に核持ち込みができないということではなく、いかなる場合に核持ち込みができ、あるいは、できないか、その線引きのことを指しているのだろう。

八月八日、ジョンソン次官は下田武三駐米大使とランチをともにしている。その際、下田が核の問題を取り上げる
と、ジョンソンは、核の緊急時貯蔵のための「小笠原方式」(Bonins formula) に比し、より効果的かつすぐれたなん

らかの方式を必要とすると述べている。¹⁰⁾

首脳会談直前

佐藤総理の訪米直前となる一月四日、東郷・スナイダー会談で、東郷は、沖縄返還時にアメリカ側が核を撤去するとしても、非常時の際、返還後の沖縄にアメリカ側が核を持ち込む問題に言及している。東郷は、「大統領が総理にこの点を質問すれば自分の見るところ総理はイエスと言はれると思うが、そうだとしても之を記録に止めようと云うことは別問題」¹¹⁾ だとして、記録を残すことに難色を示す。スナイダーは、「非常時持込の問題については小笠原の場合よりは、より明確な話を期待すると思う。」と主張した。¹¹⁾ この後、佐藤総理とアーミン・マイヤー駐日大使との会談が予定されており、佐藤総理がマイヤー大使に小笠原の例よりも明確な話をすることが期待されているという意味である。

一月五日、国務省のリチャード・フィン日本部長が、在米吉野文六臨時代理大使に、緊急時における沖縄への核再持ち込みについて、つぎのように内話している。「緊急持ちこみをどう表現するかということであり、オガサワラのような秘密協定も一つの方法であるが、これも一〇〇%満足すべきものではない。¹²⁾」

一月一〇日の東郷・スナイダー会談で、スナイダーは、本国からの訓令に接している旨明かしている。訓令には、マイヤー駐日大使から佐藤総理に、「首脳会談の際大統領から有事の際核についてどうされるかという質問がある旨伝えるように」と記されていた。スナイダーは、私見として、「コミュニケ及び口頭説明だけでことがすむとは思えない」と述べる。これに東郷は、暗に小笠原返還時の事を想起するが如き様子であった、との印象を受けた。¹³⁾

以上の日米の公文書の記述から、小笠原返還交渉時に、返還後の小笠原への核持ち込みに関し、なんらかの秘密協定が存在していたことは明らかだ。ただ、この秘密協定に、アメリカ側、とりわけ軍部は満足していない。沖縄返還交渉で、アメリカ側は、核持ち込みに関する小笠原方式よりも効果的かつすぐれた方式を日本側に求めていた。

二・小笠原の軍事的価値

小笠原返還前史

小笠原返還の歴史をかえりみると、返還決定以前には、旧島民による墓参問題、帰島問題、そして、損害補償問題が話し合われている。

一九五七年九月二三日の藤山愛一郎外務大臣とジョン・フォスター・ダレス國務長官との会談で、ダレスは、帰島問題について研究した結果、否定的である旨を藤山に伝えている。さらに、「國務省は容易に論駁されないのであるが、この問題については軍に理由ありとの結論に達せざるを得なかつた。軍は混血系〔注：先に帰島をゆるされた欧米系の人々を指している。〕を帰えしたことも失敗であつたと考えており、右は security reason に由るものである。」と説明している。補償については「実際の解決方法として日米間に検討の用意あり。」と肯定的であつた。¹⁴

また、墓参について、両者はつぎのような会話を交わしている。ウォルター・ロバートソン國務次官補も発言している。

ダレス 軍は総ての島民につき全島に亘り帰島反対である。又墓地については戦争による破壊や其の後のジヤング

ル化により跡形もないと言っている。

大臣 墓地がなくなっているから墓参は意味なしと言う様なことは日本政府は言える道理はない。

ダレス 墓地の検分に日本政府の代表を送って見ては如何。

ロバートソン 軍は日本政府代表を送る facilities はないと言っているし、セキュリティの関係から墓参のための出入を許すことは出来ない¹⁵。

安全保障 (security) がキーワードとなっている。帰島どころか、旧島民の墓参すらも許さない要因となっていたのだ。

旧島民の帰島問題は、結局、小笠原返還まで解決をみることはなかった。補償(見舞金の支払い)は、一九六一年六月、六〇〇万ドルの支払いで決着をみている。ただし、旧島民の帰島の要求を何ら害するものではないことを確認している。墓参問題は、一九六五年一月の佐藤・ジョンソン会談において、アメリカ側が好意的に検討することに同意した。同年四月、在京米大使館から外務省に、島民代表の墓参を許可する旨の通報があった。一九六五年五月および一九六六年五月、硫黄島および父島、母島に、それぞれ墓参団が派遣されている¹⁶。アメリカ側は、安全保障を理由に墓参さえも拒否していたが、その根拠が、一九六五年には薄れていたことがうかがえる。

薄れた要因は何だったのか。ロバート・S・ノリスらの研究によれば、一九六〇年にポラリス搭載の潜水艦就航がおおきな要因のようだ。核弾頭ミサイルを常備する原子力潜水艦の登場である。一九六四年一二月、ポラリス潜水艦が、太平洋の監視任務をおび、はじめてグアムを出航したという。同年一〇月から一二月の間に、父島から最後のレ

ギユラス（潜水艦発射用の核巡航ミサイル）が撤去され、小笠原から完全に核が撤去された。¹⁷ 旧島民の墓参が許されたのは、小笠原から核が撤去されたすぐ後だった。

小笠原返還をめぐる日米共同声明

旧島民の墓参問題に関連し、一九六五年一月および一九六七年一一月の佐藤・ジョンソン会談の共同声明を確認しておこう。

一九六五年一月、佐藤総理・ジョンソン大統領の初の首脳会談が開かれ、共同声明第一一項につきのように述べられている。

大統領と総理大臣は、琉球及び小笠原諸島における米国の軍事施設が極東の安全のため重要であることを認めた。総理大臣は、これらの諸島の施政権ができるだけ早い機会に日本へ返還されるようにとの願望を表明し、さらに、琉球諸島の住民の自治の拡大及び福祉の一層の向上に対し深い関心を表明した。大統領は、施政権返還に対する日本の政府及び国民の願望に対して理解を示し、極東における自由世界の安全保障上の利益が、この願望の実現を許す日を待望していると述べた。（中略）大統領は、旧小笠原島民の代表の墓参を好意的に検討することについて同意した。¹⁸

この共同声明では、大統領が、「極東における自由世界の安全保障の利益」と述べているように、まさにその利益

がそこなわれない状態が実現してはじめて、施政権の返還が可能になるとなっていた。したがって、施政権の返還は、極東情勢の変化待ちである。

一九六七年一月の日米共同声明第七項には、小笠原返還について、つぎのように記されている。

総理大臣と大統領は、小笠原諸島の地位についても検討し、日米両国共通の安全保障上の利益はこれら諸島の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、これら諸島の日本への早期復帰をこの地域の安全をそこなうことなく達成するための具体的な取決めに関し、両国政府が直ちに協議に入ること¹⁹に合意した。

この中で、「日米両国共通の安全保障上の利益はこれら諸島の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうる」との文言がある。外務省が準備した「沖縄、小笠原問題に関する擬問擬答」（改訂版）によれば、「安全保障上の利益を害なうことなく小笠原の返還を取り決めることは可能であるという趣旨に過ぎ²⁰」ない²⁰とある。この利益は、「日米両国の共通の」とあるところから、この地域の安全を担ってきたアメリカの安全保障上の利益がそこなわれない、と判断したことになる。

小笠原の返還要求

補償問題、墓参問題も決着し、残るは帰島問題および返還問題となった。一九六七年六月の衆議院外務委員会で、

小笠原返還における核持ち込み問題（信夫）

三木外務大臣は、直ちに小笠原の全面返還が困難であれば、過渡的に、できるだけ全面返還に近づける処置として、小笠原の帰島問題も検討していきたくいと発言している。⁽²¹⁾ 帰島が先で、返還はその後という認識である。ところが、返還問題が前面に出てくる。

日本側は、いつごろから、小笠原の全面返還を求めようになるのであろうか。旧島民の墓参もゆるされ、小笠原の軍事的価値に、日本側も疑問をいだき始めていた。一九六七年五月末に開かれた日米安全保障協議委員会（いわゆる2プラス2）の小委員会では、日本側は小笠原諸島の軍事的価値の評価をアメリカ側に求めた。これを受け、統合参謀本部は“Military Utility of the Bonins”と題する六月二九日付の報告書をロバート・マクナマラ国防長官に提出している。それによると、小笠原諸島の軍事的価値はきわだったものではないが、現行の軍事活動のレベルだけで、基地の価値は評価できない。現時点のアジアの安全保障情勢は不安定であり、小笠原諸島の施政権を日本に返還できない、と記されていた。⁽²²⁾

日本側が正式に小笠原の返還要求をしたのは、一九六七年七月一五日の三木大臣とジョンソン大使との会談においてであった。⁽²³⁾ その後、同年九月の三木大臣の訪米、一二月の佐藤総理の訪米へと続き、最終的に佐藤・ジョンソン会談で、小笠原の返還が決まる。

もちろん、日米間に小笠原返還問題だけが存在していたわけではない。もうひとつの領土問題である沖縄返還に向け、返還時期という時間的要素を共同声明の中にどれだけ盛り込めるか、また、日本政府がアメリカ側の要請（ベトナム戦争への支持、東南アジアへの経済援助の拡大、国際収支の改善等）にどれだけ応えられるかといった問題が、パッケージをなしていた。その中で、沖縄返還と切り離す形で、小笠原返還が可能となったのである。

アメリカ政府内の議論

小笠原の返還をめぐり、アメリカ政府内で、どのような議論があったのかを明らかにしておきたい。後の小笠原核持ち込み密約へと繋がっていくからだ。

一〇月下旬、十一月の佐藤訪米に向け、共同声明の調整が進んでいた。小笠原返還に直接関連する国務省、国防省、統合参謀本部の考えは、ほぼつぎのようになっていた。国務省およびマクナマラ国防長官は小笠原の返還に賛成の立場であった。これに対し、統合参謀本部は、小笠原の現状維持が望ましいとし、次善の策として、少なくとも、父島と硫黄島の保有を主張していた。²⁴

前述のように、小笠原の核兵器はすでに撤去され、将来、核を貯蔵する計画も存在しなかった。ディーン・ラスク国務長官およびマクナマラ国防長官は、小笠原返還にあたり、核貯蔵権がなくとも、米軍の立場はなんらそこなわれないと考えていた。²⁵

実際、小笠原諸島の軍事施設は非常に限られていた。一九六七年六月三〇日の時点で、七七名（海軍三三名、空軍四四名）の軍人が常駐するだけであった。その他、軍属が五八名である。したがって、統合参謀本部としても、小笠原の軍事的価値を高く評価していたわけではない。将来、緊急事態が発生した場合、それに対応するため、非常用地としての活用が考えられていたのである。²⁶

東京で交渉にあたっていたジョンソン大使は、日本側は全島一括返還を要求しており、安全保障上の明確な根拠もなく、部分返還を行えば、小笠原返還の価値がひどくそこなわれる、と部分返還に懸念を示す意見を本省に具申し立てた。²⁷ 最終的には、ジョンソン大使の意見具申どおり、小笠原の施政権は一括返還される。

小笠原の一括返還か部分返還かは別に、小笠原における将来の核貯蔵の問題は、重大な懸案事項として首脳会談まで持ち越されることとなる。十一月五日、本省からジョンソン大使宛の訓令が発出された。それによると、小笠原の核持ち込みに関する内容はつぎのとおりである。アメリカ側としては、小笠原諸島への核兵器の配備の必要性が差し迫っているとは考えていない。今後、起りうる非常事態に備え、小笠原諸島に関する協議において、核配備の問題を協議する権利を留保する旨を佐藤総理および三木大臣に伝えること。また、小笠原の解決方法は、沖縄の先例となるものではないことを明確にすること。⁽²⁸⁾ この訓令は、統合参謀本部の前述の立場を考慮して発せられたものである。

具体的には、敵潜水艦による脅威が及ぶ事態、および、琉球・マリアナ諸島に核兵器を貯蔵できない事態への対処が考えられていた。小笠原に対潜水艦兵器の貯蔵が必要となる緊急事態に備えるためであった。この点につき、日本側からどのようにして了解を得るか、その方法がアメリカ政府内で議論されている。ひとつの方法として、こうした要請に好意的考慮を払うことを日本政府がなんらかの形で保証することが挙げられている。また、理論的には、日本側が事前協議を放棄するという方法も考えられていた。⁽²⁹⁾

十一月五日の訓令を受け、翌六日、三木・ジョンソン会談が開かれた。ジョンソンが小笠原への核貯蔵を説明すると、三木は明らかに動揺を示したという。ジョンソンは三木につきのように伝えた。小笠原に関する共同声明の発出に先立ち、また、発出の条件として、小笠原における核兵器に関する同意を日本側に求めているのではない。しかし、アメリカ側は、小笠原返還に関する詳細な交渉が行われる際、現行の安全保障条約の枠組みで、本件を日本側に提起し、協議した上、合意に達することを希望する。⁽³⁰⁾

小笠原への核持ち込み問題をどのような形におさめるのか、小笠原返還協定交渉の主要な課題となってくる。

三・小笠原返還に関する文書

文書一覧

小笠原返還協定調印時に、日米間でどのような文書が交わされたのかを明らかにしておきたい。その全体像を示す文書が、明治大学史資料センターに残されている。同大学出身の三木武夫元総理の関連文書である。三木は、一九六六年二月から一九六八年一〇月まで外務大臣をつとめた。一九六七年一月の日米首脳会談で小笠原返還が決まり、翌六八年四月の小笠原返還協定の署名にいたる時期、外務省の最高首脳として陣頭指揮にあたっていたことになる。

同センターが所蔵する三木武夫文書には、これまでの外交記録公開では公開されておらず、またアメリカ国立公文書館やジョンソン大統領図書館でも非公開となっている文書が存在する。⁽³¹⁾ 三木文書を手がかりに、まず、小笠原返還協定締結時にいかなる文書が日米間に取り交わされたのかを確認しておきたい。

三木文書の中に、「小笠原返還」という表題で「目次」という文書が存在する。⁽³²⁾ 小笠原返還協定署名時に、日米間で交わされた文書の一覧である。以下のとおりである。

- 一・小笠原諸島返還協定 (公表) 署名
- 二・摺鉢山記念碑に関する外務大臣書簡 (公表) 署名
- 三・先例問題に関する外務大臣発言 (不公表)

小笠原返還における核持ち込み問題 (信夫)

- 四． 在小笠原動産購入に関する外務大臣発言
（不公表）
- 五． 事前協議に関する討議の記録
（不公表）「イニシアル」
- 六． 事前協議に関する討議の記録を補足する口頭発言
（不公表）
- 七． 施設区域に関する合同委員会議事録
（不公表）「イニシアル」

全部で七つの文書が作成された。最初のふたつの文書には、「公表」と記されている。これらは外務省が編纂する条約集にも掲載されている。残りの五文書は不公表とある。返還後の小笠原への核持ち込みに関する文書は、五・と六・である。手書きの文書で、筆跡から、東郷アメリカ局長が英文から日本語に翻訳したものと思われる。前述のように、「事前協議に関する討議の記録」を「討議の記録」、「事前協議に関する討議の記録を補足する口頭発言」を「口頭発言」と記す。

「討議の記録」に、「イニシアル」と記されている。小笠原返還協定への署名が行われた一九六八年四月五日、三木外務大臣とジョンソン大使との間でイニシアルされたという意味である。

この二つの文書は、その重要性に鑑み、以下、そのまま記しておく。なお、「討議の記録」の英文は、ジョンソン大統領図書館で公開されており、両文書の趣旨に変わりはない。³³

「討議の記録」

（事前協議）——討議の記録

本日の小笠原諸島返還協定署名に先立ち、外務大臣と米大使との間に次の発言が交された。

大使―小笠原或は火山列島に核兵器貯蔵を必要とする様な非常事態生起の際は、米国は此の問題を日本政府に提起し、この様な申出は日本を含む此の地域の死活の安全に不可缺の場合でなければ為されぬことに鑑み、日本政府の好意的な反応を期待するであろう。

大臣―安保条約第六條実施に関する交換公文に従い、日本に在る米軍の装備の重要な変更は、非常事態も含み、日本政府との事前協議の主題とされている。貴大使の言はれた事例は正しく右の事前協議の主題となるものである。この際本大臣は、貴大使の述べられたような場合、日本政府は協議を行うであろうとしか申上げられない。³⁴

「口頭発言」

（「事前協議」の補足）―口頭

大臣―この際核政策に対する日本政府の立場についての最近の公のステートメントに注意を喚起したい。佐藤総理は一月二十七日の今國會の施政方針演説において、「われわれは核兵器の絶滅を念願し、自らもあえてこれを保有せず、その持込みも許さない決意であります。」と述べています。

大使―私は貴大臣の言及された総理のステートメントをよく承知しています。貴大臣がこれに言及されたことは、私が挙げたような場合に、日本政府は安保條約の定めるところに従い協議を行うであろうと云う貴大臣の前のステートメントを変更するものではないと解します。

大臣―然り。³⁵

「討議の記録」「口頭発言」の比較

「討議の記録」の英文ドラフトは、日米双方に残されている。日本側に残されている同案の日付は、一九六八年三月一九日となっている。³⁶在京米大使館から本省に送られた同案の文面はこれとまったく同じであり、発電は三月二一日とある。したがって、三月二〇日前後に、「討議の記録」の文案が確定したと思われる。

「討議の記録」と「口頭発言」を比較すると、ほぼ同じことが述べられている。問題は、非常時、返還後の小笠原における核兵器貯蔵に、日本側がどのように応じるかであった。小笠原に残される米軍施設の取り扱いが、日米安保条約下で処理されることは、一九六七年一月の日米共同声明に明記されている。同第七項に、「総理大臣と大統領は、米国が、小笠原諸島において両国共通の安全保障上必要な軍事施設及び区域を日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて保持すべきことに意見が一致した。」とあるからだ。当然のことながら、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文〔注…事前協議を定めたものである。〕も適用され、小笠原への核兵器貯蔵は、装備における重要な変更³⁷に該当し、事前協議の対象となる。

「討議の記録」で、ジョンソン大使は、非常事態生起の際、日本政府に核兵器貯蔵の問題を提起し、日本政府から好意的な反応を期待する旨を述べている。これに対し、三木大臣は、事前協議にもとづき、協議を行うとしか述べられないと返答している。この文面からは、事前協議の適用を三木大臣は述べているにしか過ぎないとも受け取れる。

「口頭発言」で、三木大臣は、まず、一九六八年一月二八日の佐藤総理の施政方針演説に触れている。非核三原則が盛り込まれたものである。これに対し、ジョンソン大使は、佐藤総理による非核三原則の表明があつたにしても、先の「討議の記録」の内容に変更はないとの解釈を示し、三木大臣も「然り」と応じている。したがって、「口頭発

言」は、「討議の記録」を確認しただけとも読める。

しかしながら、「討議の記録」および「口頭発言」は、核持ち込みとは何かを理解する上で、重要な意味をもっていった。さらに、これら文書は、沖縄返還交渉における沖縄核持ち込み密約へと連なってくる。このことを明らかにするため、次節では、「討議の記録」および「口頭発言」が作成された経緯をたどりたい。

四・「討議の記録」「口頭発言」作成の経緯

核持ち込みをめぐるアメリカ側交渉方針

一九六七年一月二二日付のウィリアム・P・バンディ東アジア太平洋担当國務次官補からディーン・ラスク國務長官宛のメモランダムに、小笠原返還協定交渉の開始にあたり、在京米大使館宛の訓令案が記されている。³⁷ 実際、これが在京米大使館宛の訓令となる。³⁸ この訓令にもとづき、交渉が進められる。訓令によれば、小笠原の核持ち込みの扱いはつぎのようになっている。

小笠原諸島に核兵器を貯蔵し、使用する権利をできれば確保したい。しかしながら、本件に日本側が敏感に反応することを考慮する必要がある。また、現時点において、核兵器を貯蔵するために、小笠原諸島を使用する緊急時の計画は存在しない。そこで、小笠原諸島における核貯蔵権に日本側の同意を得ることはかならずしもアメリカ側の利益になるとは考えていない。とはいえ、日本本土に核を貯蔵することには政治的制約があり、小笠原諸島に同様の制約が適用されないことを望む。緊急事態の際、核兵器を貯蔵するため、小笠原諸島を使用することを日本政府に要請する。かかる要請は同地域の安全にとって不可欠な場合にかぎり行われるので、アメリカ側は日本政府から好意的な反

応を期待する。アメリカ側のこうした発言は、なんらかの形で公式記録に残すが、日本側から返答を求めるつもりはない。

以上の内容は、アメリカ外交文書集 (FRUS) に掲載されたものである。この記述に注9が付されている³⁹⁾。それによると、一二月、太平洋軍最高司令官は統合参謀本部に対し、小笠原諸島で核兵器を貯蔵・使用する無制限の権利を取得するよう勧告している。ただ、統合参謀本部内では意見が分かれたという。こうした無制限の権利を主張するグループがある一方、将来、核兵器の貯蔵を考慮しなければならない事態にいたったとき、この問題を協議することに日本側の同意を得ればよいとするグループである。結局、マクナマラ国防長官は、後者のグループの考えを採用した。同長官同様、ジョンソン国務次官も、こうした無制限の権利を日本側に要求すると、交渉が行き詰まってしまい、日米関係に悪影響を及ぼすという意見であった。

三木・ジョンソン会談 (一九六七年一月二八日)

一二月二八日、将来、核貯蔵のために小笠原を使用する可能性について、三木とジョンソンは、通訳だけを伴い、会談している。

ジョンソンは、まず、一月六日の三木・ジョンソン会談を三木に想起させている。前述のように、ジョンソンが返還後の小笠原に核を持ち込む問題を提起し、三木が動揺したときのことである。ジョンソンは、訓令にある小笠原の核持ち込みに関する文書を三木に手交し、この文書に日本政府の返答は期待しない旨を付け加えた⁴⁰⁾。

これに、三木はつぎのように述べている。アメリカ政府が、小笠原で核兵器を使用する可能性を考慮する非常事態

は、日本の利益にも深く関与することとなる。アメリカ側による核貯蔵の要請は、現状とは大幅に異なる雰囲気でも検討されることになる。核貯蔵という危機的問題は、小笠原といった特定の地域だけではなく、日本全体から考慮されなければならないだろう。同じ日本で、地域により原則の線引きを変えるのは非常に困難である。また、こうした文書がリークされ、日本政府が直面する根本問題である沖縄返還交渉で混乱させられることを懸念する。たとえば返答は必要ないにしても、こうした文書をやりとりする必要はないと感じている。

日本側の返答は必要ないとしても、三木は、こうした文書を公式記録に残すこと自体、問題であると考えていた。結局、この件は、あらためて協議することとなった。

一九六八年一月四日付の国務省から在京米大使館宛の電報には、核問題と小笠原返還協定交渉について、先に三木に示した内容を文書として日本政府に手交するという方式にこだわらない旨が示されている。⁽⁴¹⁾三木が示唆したように、リークの危険性があるなら、他の方法でもよいというのだ。アメリカ側としては、外務省にそうした記録のコピーが保管されるといったように、アメリカ側の立場が受け継がれることが重要だと考えていた。この部分に括弧書きで、「おそらく一九六〇年の特別な取決めと同じようなやり方で行われる。この取決めはリークされていない。」と記されている。これは、一九六〇年の安保改定時の朝鮮議事録および討議の記録を指しているのだろう。⁽⁴²⁾

「討議の記録」の作成

その後、日米間でこの問題がどのように推移したのか、かならずしも明らかではない。バンディ国務次官補からラスク国務長官宛の三月二三日付メモランダムによれば、ジョンソン大使は、小笠原返還に関する一連の文書の交渉が

終了し、本省の承認を待つのみ状況にある旨報告している。この一連の文書の中に、oral statements on nuclear storage が存在する。「討議の記録」である。同メモランダムによれば、調印日は四月二日が予定されている。⁽⁴³⁾

このメモランダムで、小笠原における核の貯蔵はつぎのように説明されている。アメリカ側は緊急時に核の貯蔵を日本政府に要請し、日本政府の好意的な反応が期待される。日本政府は、かかる状況下で、日米安保条約の事前協議に入ることに同意する。

ジョンソン大使は、日本側の好意的な反応を期待するとの提案には、わずかながら利点があると述べている。というのも、核貯蔵について日本側が協議に入ることを明確に約束しているからだ。ジョンソン曰く、日本側はこれまでこうした立場を明確にすることを避けてきたという。

三月二五日付の国務省発在京米大使館宛公電によれば、調印式で交わされる文書の最終調整が行われている。国務省側では、核貯蔵に関する三木とジョンソンの発言は文書化されるのは当然だと考えていた。また、この文書の機密指定がいかなるものになるかを在京米大使館に問い合わせている。⁽⁴⁴⁾ このようなりとりを経て、三月二九日、国務省からジョンソン大使に、小笠原返還協定（関連文書を含め）を締結し、署名する権限が与えられた。⁽⁴⁵⁾ 四月二日、牛場信彦外務次官からジョンソン大使に、四月五日午前、小笠原返還協定を承認する閣議が行われるとの連絡があった。牛場とジョンソンは、同日午後四時に、調印式を行うことで合意する。⁽⁴⁶⁾

三木大臣の異論

四月五日の小笠原返還協定調印に向け、すべての準備は整ったかに思われた。ところが、調印式の日時を定めた四

二月二日になって、三木大臣が、「討議の記録」を残すことに異議を唱え始めることとなる。どのような経過をたどったのであろうか。

四月三日付の國務省発在京米大使館宛公電で、バンディ國務次官補はジョンソン大使に、つぎのように伝えている。三木大臣は、小笠原返還協定調印の土壇場になって、小笠原返還の取決め、とりわけ核の問題に関する取決め（「討議の記録」を指す。）を変更しようとしている。貴使（ジョンソン大使）と同様、当方にもいやな後味が残った。三木大臣は、一月二七日の佐藤総理の施政方針演説（非核三原則）に言及すると主張した。この三木の発言を受け入れたとしても、アメリカ側が望みうる最大限のことは「討議の記録」に盛り込まれていると考える。ただ、貴使の考えと同様、「口頭発言」はない方が望ましいだろう。土壇場になって、三木がこの方式（「討議の記録」）をみだりに変更しようとするなら、貴使が小笠原返還協定に署名しないとしても、当方は貴使を全面的に支持する⁴⁷。

さらに、この電報によると、バンディの要請により、四月二日夜、スナイダー日本部長が下田駐米大使と非公式に会談している。その際、スナイダーは、土壇場になって三木が核の問題を変更しようとしていることに不快感を表明した。下田大使もこの事態に驚いた様子で、直ちに牛場事務次官に連絡すると述べたという。

なお、この点に関する日本側の記録によれば、四月二日、下田大使の公邸で開かれたレセプションの際、スナイダーは、非常に思いつめた様子で、館員につきのように内話した。

目下貴大臣とジョンソン大使との間で返かん後のオガサワラに対する核原則の適用問題に関連して話合いが行きづまつているが、本件は米国では極めて機微な事項であり、せつかくここまでまとまった交渉がこの段階で御破

算になることをおそれている次第であり、バンデイ次官補も事態を深くいう慮しおり何とか日本側の再考を期待したい。⁽⁴⁸⁾

「口頭発言」作成にいたる経緯については、日本側にも記録が残されている⁽⁴⁹⁾。それによると、大臣の補足発言の件（「口頭発言」）に関し、牛場次官とジョンソン大使との間で協議が行われた。ジョンソン大使は、大臣の意見としての発言を、別添案のように記録に止める形にして戴きたいと要請している。別添案とは以下である。

この際誤解を残さないため、本大臣は、今大使との間に取交したステートメントは、左に引用する一月二十七日国会における佐藤総理大臣の施政方針演説中のステートメントと矛盾するものとは考へない旨を明らかにし、之を記録に止めることとしたい。

「三原則引用」

ジョンソン大使は、三木大臣の意見としての発言をなぜ記録として残したかったのであろうか。牛場次官とジョンソン大使の協議によると、「非核三原則を米側も了解したと云う形になると三原則と非常事態の場合との関係如何と云う点を大使として質問せざるを得ないと云うことになる」からだという。小笠原への核貯蔵は、装備における重要な変更該当し、事前協議の対象となる。非常事態の場合も非核三原則がそのまま適用されると、小笠原に核兵器の貯蔵はできない。この点をジョンソン大使は質問しなければならなくなるというわけだ。その場合、「討議の記録」

では、三木大臣は事前協議に応ずるとしかいえないとなっている。

この別添案が「口頭発言」の原型である。「口頭発言」では、三木大臣とジョンソン大使とがそれぞれ発言する形式となった。別添案では、非核三原則を明らかにした佐藤総理のステートメントと、三木大臣のステートメント（「討議の記録」の発言）は矛盾しないとなっている。これに対し、「口頭発言」では、三木大臣が佐藤総理の非核三原則に言及したことは、「討議の記録」にある三木大臣のステートメントを変更するものではないと解釈されるとジョンソン大使は発言している。三木大臣は、このジョンソン大使の発言を首肯した。この微妙なやりとりは如何なる意味を有していたのか。次節で明らかにしたい。

五・ 三木外務大臣の国会答弁

「討議の記録」で、ジョンソン大使は、緊急時に、小笠原への核貯蔵があることを示唆し、日本側に好意的対応を求めた。これに、三木外務大臣は、現時点では、事前協議に応じるとしか答えられないとしている。「口頭発言」で、三木大臣は、一月二六日の佐藤総理の非核三原則の発言に言及した。ただ、ジョンソン大使は、非核三原則の発言によつて、「討議の記録」における三木大臣の発言を変更するものではないと主張。三木大臣もこの主張を受け容れている。このやりとりだけでは、「討議の記録」がいかなる意味を有していたのか、三木大臣は「口頭発言」で、佐藤総理の非核三原則になぜ言及したのかは不明である。そこで、本節では、「討議の記録」、ならびに、これを補足する「口頭発言」の意味を、当時、国会で、核持ち込み問題および非核三原則が、どのように議論されていたのかをたどりながら明らかにする。

佐藤総理の非核三原則発言

まず、一九六八年一月二七日に行われた佐藤総理の施政方針演説の中で、非核三原則がどのように述べられているのか、確認しておきたい。

佐藤は、「長期的な展望に立つた重要な政治の課題に触れ、国民各位のご理解を得たい」として、つぎのように述べている。

まず第一に、二十世紀後半の人類は核時代に生きております。この核時代をいかに生きるべきかは、今日すべての国家に共通した課題であります。

われわれは、核兵器の絶滅を願ひ、みずからもあえてこれを保有せず、その持ち込みも許さない決意であります。⁽⁵⁰⁾

このように、非常に明確に非核三原則を打ち出している。ただ、佐藤がこのとき初めて非核三原則に触れたわけではない。一九六七年一月八日の衆議院本会議で非核三原則を提示し、同一日開催の衆議院予算委員会で、社会党の成田知己委員の小笠原返還に関する質問に答える形で、突っ込んだ議論が行われている。このときの討論の様子を追ってみた。

成田委員は、「いままでの御答弁の中で、小笠原では核保有はいたしません。また核持ち込みもしない、こう答弁されておりますね。これはもう一度御確認いただきたいと思ひます。」と総理に要望している。佐藤は、「本土方式と

いうことは、ただいまのもしそういうことがあるなら、これは事前協議の対象になる、かように御了承いただきませす。」と答えた。また、佐藤は、もし核の持ち込みをするならば、「重大なる装備の変更だから事前協議の対象になる」ということを、本土並みの場合には当然申すわけです。」とも述べている。⁵¹

この佐藤の答弁に、成田は納得しなかった。事前協議を行えば、イエスもあればノーもあるのではないかという疑問である。成田は、「事前協議のいかんによっては持ち込みを許し得ることがあるのだ、こういうようにもとれますから、そういう誤解のあるような発言はおやめになって、持ち込みはいたしません、その方針は変わらないなら変わらないと、こう明確にひとつ断言していただきたいのです。」⁵²と畳み込んでいる。

さらに、成田は、持ち込ませないとは、返還された地域に、新たに核を持ち込ませないだけではなく、もしあればそれを撤去させるという意味かと問うている。佐藤は、小笠原について本土並みだと繰り返し返すとともに、「新しく持ち込むことももちろん、また現在あるならば、そういうものの撤去についても十分折衝する」と答えている。⁵³

すでに一九六七年一月の首脳会談で、小笠原の本土復帰は決まっております、近々、返還協定の交渉が始まること予想されていた。佐藤総理自身が、小笠原に核を持ち込ませないとの趣旨の答弁をしていたのである。

「討議の記録」では、アメリカ側から小笠原へ核を貯蔵したい旨の希望があつた場合、三木は、それは事前協議の主題であり、「日本政府は協議を行うであろうとしか申上げられない。」と答えている。事前協議に應ずると述べると自体が、核の持ち込みを認める可能性を残すことになる。小笠原には新たに核を持ち込ませない、もし現にあれば撤去させるという佐藤の答弁とは食い違う内容が含まれていた。

この一二月一日の予算委員会の審議では、小笠原の核持ち込みに関し、主に佐藤総理が答弁に立っている。三木

外務大臣はほとんど発言していない。一九六八年に入り、とくに三月になると、核持ち込みの解釈をめぐって、三木大臣自身が答弁に立つこととなる。

核持ち込みとは何か

一九六八年三月の予算委員会で、核の持ち込みとはいかなる意味か、事前協議の対象となる持ち込みとは何かをめぐって、三木大臣自身が何度も答弁に立っている。これから紹介するのは、核兵器の貯蔵のように、明らかに核の持ち込みにあたる事例ではない。公海から公海に核兵器搭載艦船が日本の領海をかすめて航行するといった場合である。

三月一二日の衆議院予算委員会第二分科会議において、社会党の榎崎弥之助分科員は、領海及び接続水域に関する条約第二三条にもとづき、核装備艦船には無害航行が認められている点を取り上げている。同条に、「軍艦が領海の通航に関する沿岸国の規則を遵守せず、かつ、その軍艦に対して行なわれた遵守の要請を無視した場合には、沿岸国は、その軍艦に対し領海から退去することを要求することができる。」とあるからだ。榎崎の主張は、「国内法でもそれができるのに、ましてや日米安保条約というアメリカとの条約で、事前協議条項というものをこれほどきびくしておるならば、その条項に照らして、核装備艦は領海に入っては困るということは言えるじゃありませんか」ということ⁵⁴にあった。

榎崎の発言は、当然、非核三原則の持ち込ませずを前提としている。日本の領海内に核搭載艦船が入ることは、結局、持ち込ませずに抵触し、日本側は航行を拒否しなければならぬというものである。これに対する三木の答弁は以下である。

事前協議を厳格に解釈したいと考えておる論者の私は一人なんです。したがって、このポラリスの場合においても、ただ一つの公海から公海へ通り抜けるような場合は、これはやはり当然に国際法の慣習、今度できる条約などにもそれを認められておる。しかし、沿岸を通り抜けるのではなくして、そして接岸しなくても、停泊するよ
うな形でポラリス潜水艦が領海に入るということは、事前協議の対象にされなければならぬ。ただすうつと通り抜けるような場合はそれを事前協議の対象にはしない。⁵⁵

その他にも、野党側は、公海から公海へ抜けていくために、日本の領海を抜けていくような場合も、核持ち込みにあたるのではないかと質問している。これに、三木は、宗谷海峡や五島列島を例に挙げ、日本の領海に入ってくる意図ではなく、公海から公海へ通り抜けるだけの場合は、事前協議の対象となる核持ち込みにあたらない、と説明している。⁵⁶

「討議の記録」「口頭発言」の意味

三木は、国会答弁を通じ、事前協議における核持ち込みとは何かを明らかにしている。核搭載艦船の寄港はもちろ
んのこと、領海に意図的に入る、あるいは、停泊するといったような場合、核持ち込みにあたる。日本の領海に入る
意図なしに、公海から公海へ抜けるような場合の領海への立ち入りは、事前協議の対象となる核持ち込みではない、
という解釈である。

「討議の記録」は、こうした微妙な例を取り上げているのではない。小笠原への核貯蔵という、明白に「装備にお

ける重要な変更」にあたる場合である。核貯蔵は事前協議の対象となり、非核三原則をそのまま適用すれば、事前協議にさえ応じることはできず、たとえ応じたとしてもノーと答えざるを得ない事例である。

「口頭発言」は、こうした国会での審議を踏まえ、事前協議あるいは非核三原則への三木の強い意思を表したものである。 「口頭発言」で、三木は、一月二六日の佐藤総理の非核三原則の表明に言及した。その意図は、これまでの国会での審議の様子から明らかである。緊急時といえども、小笠原への核貯蔵は、非核三原則に反し、認められないうものである。これは、「討議の記録」の内容を明らかに覆すものであった。「討議の記録」では、日本側は少なくとも事前協議には応じる姿勢だったからだ。アメリカ側はこれに反発した。

結局、「討議の記録」に、三木大臣とジョンソン大使はイニシアルしたものの、「口頭発言」は記録として残されただけであった。アメリカ側からみれば、緊急時に小笠原への核貯蔵が果たして認められるのか否か、不確実な状態に置かれたことになる。それが、米軍部にとっては不満であった。

前述のように、一九六九年一月一九日、佐藤総理とニクソン大統領との間で、緊急時における沖縄への核持ち込みの事前協議において、日本側がイエスと述べる秘密合意議事録に署名がなされた。この議事録は、小笠原返還の際のアメリカ側の不満を解消するとともに、戦略的により重要な沖縄への核持ち込みを確実にするものであった。

おわりに

「討議の記録」とは

本稿の目的は、一九六八年の小笠原返還協定締結時、返還後の小笠原に核を持ち込む問題に、日米間でどのような

決着がはかられたのかを明らかにすることであった。日米間で交わされた「討議の記録」および「口頭発言」、ならびに、当時の国会審議で三木外務大臣が核持込とは何かについて答弁した記録から、つぎのような結論が得られる。

アメリカ側、とりわけ、統合参謀本部の中には、返還後の小笠原に核兵器を無制限に貯蔵する権利を要求するグループも存在した。一九六七年十一月の首脳会談直前にも、この要求はアメリカ側から示され、また、返還が決まった後の一二月にも、同様の希望が出されていた。

問題は、これをどのように表現し、記録として残すかであった。アメリカ側も、核持込みに対し日本国民が強い懸念を抱いていること、また、これを文書化し、リークされる政治的危険性を承知していた。そこで、アメリカ側が核貯蔵の希望を述べるのに対し、日本側はかならずしもそれに応ずる必要がない形で文書の作成が進んだ。

その結果、「討議の記録」という文書が作成された。「討議の記録」では、アメリカ側の希望に対し、三木大臣は、核貯蔵はまさに事前協議の対象であり、それに応ずるとしか言えないと述べているだけである。しかし、その応答自体、国会での三木大臣の発言から明らかに逸脱したものであった。当時、国会で、核持込みとして議論されていたのは、核搭載艦船が国際海峡を公海から公海に抜けるような場合である。意図的に領海に入る、あるいは、領海に留まることは、核持込みにあたると三木大臣は答弁していた。ましてや核の貯蔵が核持込みにあたるとは明々白々であった。

したがって、三木大臣は、「討議の記録」という文書を残すこと自体、リークの可能性を考えれば、躊躇したであろう。その理由となったのが、一九六八年一月二六日の佐藤総理の施政方針演説である。前年一月八日に、佐藤総理はすでに非核三原則を表明しており、施政方針演説であらためて同原則を明示したことになる。この原則が、小笠

原返還との関連で提示されたことは記憶しておく必要があるだろう。小笠原返還では、核抜き、そして、将来における核持ち込みの禁止を日本側は前提にしていたのである。

「口頭発言」とは

三木大臣が「討議の記録」をどのように受け止めていたのかは不明であるが、四月五日の小笠原返還協定調印の数日前になって、同大臣は「討議の記録」の修正を申し出た。その後に関わされる「口頭発言」の内容から、非核三原則を前面に押し出し、小笠原への核貯蔵は認められないと主張したものであろう。それが、非核三原則を厳格に適用しようと考えた三木大臣の結論であった。

しかし、調印が行われる土壇場になって、前言を翻すようなやり方に、アメリカ側は立腹した。場合によっては、協定の調印を拒否する可能性もあった。事務レベルの交渉を経て、最終的に、三木大臣は、一月二六日の総理の施政方針演説にある非核三原則に言及し、ジョンソン大使は、協議を行うという三木大臣のステートメントに変更はないと応ずることで落着する。

この「口頭発言」は、日米双方の主張を並べただけで、小笠原の核持ち込み問題がどうなるのかは、かならずしも明確ではない。もともと、アメリカ側はこの問題について、日本側の返答を求めるものではないとの方針で臨んだことから明らかなように、小笠原への核持ち込みは、あくまでも可能性の問題であった。とはいえ、このあいまいな結論に、米軍部は不満を持つ。より重要な沖縄返還にあたっては、核の持ち込み問題に明確に決着をつけるよう要求した。

その結果が、一九六九年一月一九日、佐藤総理とニクソン大統領が大統領執務室脇の小部屋に入り、通訳もはずし、署名した秘密合意議事録である。緊急時、沖縄への核持ち込みについて事前協議が行われた際、日本側がその必要を充たす内容となっている。事前協議においてイエスと述べることを保証するものであった。

「討議の記録」は、三木大臣が、核持ち込みに関し公表している見解以上のこと、つまり、核貯蔵までも事前協議に応ずると答えている点で、「密約」といつてよい。ただ、「口頭発言」で、三木大臣は、その密約部分を撤回しようとした。核貯蔵は非核三原則に反し、核貯蔵は許されないと述べようとしたのである。

これが、三木の非核三原則を厳格に解釈する信念にもとづくものであるのか、それとも、ただたんにリークをおそれ、みずからに責任が降りかかることを懸念したものであるのか、三木の政治信条をさらに解明する必要があるだろう。

- (1) ロバート・D・エルドリッチ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』南方新社、二〇〇八年、四三四頁。
- (2) エルドリッチ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』四三五頁。
- (3) 太田昌克『日米「核密約」の全貌』筑摩書房、二〇一一年、二五九頁。
- (4) 真崎翔『核密約から沖縄問題へ 小笠原返還の政治史』名古屋大学出版会、二〇一七年、一九一頁。
- (5) 真崎『核密約から沖縄問題へ』九七頁。
- (6) 若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』文藝春秋、一九九四年。
- (7) 『読売新聞』（夕刊）、二〇〇九年二月二三日。
- (8) 北米一長「大臣・国務長官第2次会談要旨（追加）」（特秘）、一九六九年六月五日、いわゆる「密約」問題に関する調査

結果、その他関連文書②—一六四、③—七三。

(9) 米局長「スナイダー公使と会談の件」(極秘)、一九六九年八月五日、いわゆる「密約」問題に関する調査結果、その他関連文書②—一七六、③—七九。

(10) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 133630, August 9, 1969” (Secret), JU01111, National Security Archive.

(11) 米局長「米局長スナイダー公使会談の件」(極秘)、一九六九年一月四日、いわゆる「密約」問題に関する調査結果、報告対象文書①—一八。

(12) 吉野臨時代理大使発外務大臣宛公電第三五二五号「オキナワ及びせん維問題(内話)」(特秘)、一九六九年一月五日、いわゆる「密約」問題に関する調査結果、その他関連文書③—一一二。

(13) 北米一長「東郷・スナイダー会談(一月一〇日午後於局長室)」(極秘)、一九六九年一月一〇日、いわゆる「密約」問題に関する調査結果、その他関連文書③—一一五。

(14) 「藤山大臣、ダレス国務長官会談録」(極秘)、一九五七年九月二三日、『藤山外務大臣第一次訪米関係一件(一九五七、九)』第二卷、A:1.5.2.5、外交史料館。

(15) 「藤山大臣、ダレス国務長官会談録」(極秘)、一九五七年九月二三日、『藤山外務大臣第一次訪米関係一件(一九五七、九)』第二卷、A:1.5.2.5、外交史料館。

(16) 外務省アメリカ局北米第一課「小笠原諸島の返還経緯」(取扱注意)、一九六九年一月、『小笠原諸島帰属問題 小笠原返還協定関係』第一卷、A:6.1.1.5-1、外交史料館。

(17) Robert S. Norris, William M. Arkin, and William Burr, “How much did Japan know?” *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 56, No. 1, January/February, 2000, p. 78.

(18) 「日米共同声明」一九六五年一月二三日、鹿島平和研究所(編)『日本外交主要文書・年表』第二卷、原書房、一九八四年、五四五頁。

- (19) 「日米共同声明」、一九六七年一月一日、鹿島平和研究所(編)『日本外交主要文書・年表』第二卷、原書房、一九八四年、七三六頁。
- (20) 外務省「沖繩、小笠原問題に関する擬問擬答」(改訂版)(秘)、一九六八年二月、三木10203-32、明治大学史資料センター所蔵。
- (21) 「第五十五回国会衆議院外務委員会議録」第一〇号、一九六七年六月七日、一一頁。
- (22) “Memorandum From the Joint Chiefs of Staff to Secretary of Defense McNamara, JCSM-376-67, June 29, 1967” (Secret), *Foreign Relations of the United States, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, Document 86. *Foreign Relations of the United States* は以下 *FRUS* と省略して記載する。
- (23) 東郷文彦『日米外交三十年 安保・沖繩とその後』中公文庫、一九八九年、一二七頁。
- (24) “Memorandum from EA - William P. Bundy to the Secretary, Subject: Visit of Prime Minister Sato - Action Memorandum, October 21, 1967” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 2243 [POL 7 JAPAN 10-1-67], National Archives at College Park, MD.
- (25) “Memorandum From the President’s Special Assistant (Rostow) to President Johnson, November 3, 1967” (Secret), *FRUS, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, Document 100.
- (26) “Memorandum From the President’s Special Assistant (Rostow) to President Johnson, October 27, 1967” (Secret), National Security File, Country File, Japan, Box 253 [2 of 2], Lindon B. Johnson Library.
- (27) “Memorandum from EA - William P. Bundy to the Secretary, Subject: Visit of Prime Minister Sato - Action Memorandum, October 21, 1967” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 2243 [POL 7 JAPAN 10-1-67], National Archives at College Park, MD.
- (28) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 65117, November 5, 1967” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 2249 [Political Aff. & Rel. Japan-US 1-1-67], National Archives at College

Park, MD.

- (29) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 65120, November 5, 1967” (Top Secret), RG59, Subject-Numeric Files, file “POL 19 Bonin Islands.” の電報で National Security Archive が公開している U.S. Nuclear Weapons on Chichi Jima and Iwo Jima の Document 92469。
- (30) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 3060, November 6, 1967” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 2249 [Political Aff & Rel. Japan-US 1-1-67], National Archives at College Park, MD.
- (31) アメリカ側公文書で小笠原返還に関連する文書がすべて収録されていると思われるのが、東京発国務省宛公信 A-1331 (一九六八年四月一〇日) である。ただ「抜き取りカード」(withdrawal card) が挟み込まれているため閲覧できない。RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is 4-1-68], National Archives at College Park, MD.
- (32) 表題「小笠原返還」三木武夫関係文書」三木11306-114 明治大学史資料センター所蔵。
- (33) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 6698, March 21, 1968” (Secret), National Security File, Country File, Japan, Box 252 [Vol VII cables [2 of 3]], Lindon B. Johnson Library. 以下に英文を記している。
1. Following negotiated text for recording oral statements to be exchanged between ForMin Miki and me on contingency requiring nuclear storage in Bonins:

Begin Text

A. Prior to the signing of the agreement today on the return of the Bonin and other islands, the following conversation took place between the Foreign Minister and the American Ambassador.

B. The American Ambassador stated: In the event of contingency requiring the use of the Bonin and/or the Volcano Islands for nuclear weapon storage, the United States would wish to raise this matter with the Government of Japan and would

anticipate a favorable reaction from the Government of Japan since such a request would not be made unless it were essential for the vital security interests of the area, including Japan.

C. The Foreign Minister stated: Major changes in the equipment of United States Forces in Japan, including those in the event of emergency, are the subject of prior consultation with the Government of Japan in accordance with the Exchange of Notes of January 19, 1960 concerning the implementation of Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security. The case you have indicated is precisely one which is subject to the said prior consultation, and at this time I can only say that under the circumstances you cite the Government of Japan will enter into such consultation.

End Text.

- (34) 「事前協議」—討議の記録」(極秘)´日付なし´三木11306-114´明治大学史資料センター所蔵。
- (35) 「事前協議」の補足—口頭」(極秘)´日付なし´三木11306-114´明治大学史資料センター所蔵。
- (36) 「小笠原諸島返還関係資料」´Draft 3-19-68” (Secret)´三木6738´明治大学史資料センター所蔵。
- (37) “Action Memorandum From the Assistant Secretary of State for East Asia and Pacific Affairs (Bundy) to Secretary of State Rusk, December 22, 1967” (Secret), *FRUS, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, Document 107.
- (38) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 89684, December 27, 1967” (Confidential), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is], National Archives at College Park, MD.
- (39) “Action Memorandum From the Assistant Secretary of State for East Asia and Pacific Affairs (Bundy) to Secretary of State Rusk, December 22, 1967” (Secret), *FRUS, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, Document 107.
- (40) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 457” December 29, 1967” (Secret), *FRUS, 1964-1968*, Vol. XXIX, Part 2, Japan, Document 108.
- (41) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 93485, January 4, 1968” (Secret), RG59 Central

- Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is 1-1-68], National Archives at College Park, MD.
- (42) 詳細については、信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、二〇一四年を参照。
- (43) “Information Memorandum From the Assistant Secretary of State for East Asian and Pacific Affairs (Bundy) to Secretary of State Rusk, March 23, 1968” (Secret), *FRUS, 1964-1968*, Volume XXIX, Part 2, Japan, Document 118.
- (44) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 136048, March 25, 1968” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is 3-1-68], National Archives at College Park, MD.
- (45) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 138456, March 29, 1968” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is 3-1-68], National Archives at College Park, MD.
- (46) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 7081, April 2, 1968” (Confidential), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is 4-4-68], National Archives at College Park, MD.
- (47) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 141066, April 3, 1968” (Secret), RG59 Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box 1898 [POL 19 Bonin Is 4-1-68], National Archives at College Park, MD.
- (48) 下田大使発外務大臣宛公電第一〇一一号「オガサワラ返かん交渉」(特秘、大至急)、一九六八年四月二日、三木10059、明治大学史資料センター所蔵。
- (49) この文書は、「口頭発言」のすぐ後に配列され、「口頭発言」がなぜ作られたかを説明している。文書の表題・日付はなく、欄外に「極秘」と記されている。「口頭発言」および硫黄島の記念碑書簡の問題に触れている。表題「小笠原返還」、三木11306-114、明治大学史資料センター所蔵。
- (50) 「第五八国会衆議院会議録」第二号(2)、一九六八年一月二七日、二頁、「第五八国会参議院会議録」第二号(その2)、一九六八年一月二七日、六頁。
- (51) 「第五七回国会衆議院予算委員会議事録」第二号、一九六七年二月二一日、一八頁。
- (52) 「第五七回国会衆議院予算委員会議事録」第二号、一九六七年二月二一日、一八頁。

- (53) 「第五七回国会衆議院予算委員会議事録」第二号、一九六七年二月一日、一九頁。
- (54) 「第五八回国会衆議院予算委員会第二分科会議録」第一号、一九六八年三月二日、一一頁。
- (55) 「第五八回国会衆議院予算委員会第二分科会議録」第一号、一九六八年三月二日、一一―一二頁。
- (56) 「第五八回国会衆議院予算委員会議録」第一八号、一九六八年三月一七日、七―八頁。